

消防だより

今年の出動など(累計)

火災 : 2 件

救急 : 364 件

救助 : 3 件

(平成31年3月31日現在)

有田川町消防本部 ☎52・5950
吉備金屋消防署 ☎52・5950
清水消防署 ☎25・1243

病院紹介(和歌山県救急医療情報センター) ☎073・426・1199

緊急走行にご理解とご協力を!

消防車や救急車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など、緊急性の高い業務を行うことから、一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があります。

自動車などを運転中に緊急自動車に接近してきた場合は、道路を譲りいただき、スムーズな通行ができるようご協力をお願いします。

道路交通法では、緊急自動車に近してきた場合の対応が、次のように定められています。

●交差点またはその付近の場合

交差点を避け、かつ、道路の左側(一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることになる場合は、道路の右側)に寄って一時停止しなければなりません。

●交差点またはその付近以外の場合
道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。

心肺蘇生法

私たちは、いつ、どこで突然のけがや病気におそわれるかわかりません。その中でも「心肺停止」が非常に重く、生命に危険が及ぶ症状で緊急を要します。



大切な命を守るためにも、そばに居合わせた家族や友人が心肺蘇生法などの応急手当を行うことが、とても重要です。

住民により心肺蘇生法が行われた方が、行われなかった時より生存率や社会復帰率が高いことが分かっています。

消防署では、人形を使用して、実際に人工呼吸や胸骨圧迫法を体験して学べる講習会を随時開催しています。受講を希望する方は、最寄りの消防署までお問い合わせください(申し込み必要・受講無料)。

また、インターネット環境があれば、お持ちのパソコン、スマートフォンで心肺蘇生法の基礎知識を学ぶことができます(総務省消防庁/eラーニング/一般市民向け応急手当WEB講習)。

住宅用火災警報器の設置・維持管理

平成18年(2006年)6月1日から新築住宅に、平成23年(2011年)6月1日から既存住宅においても、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

設置から10年が経過した住宅用火災警報器は電池切れや電子部品の劣化などにより、火災が発生したときに作動しないことがあります。

10年が経過していても住宅用火災警報器が「いざ」というときに適切に作動するように、定期的に点検を行いましう。また、子供部屋など(寝室)が新たにでき、火災警報器を設置していないご家庭はお早めに設置してください。

●定期的な作動確認

点検ボタンを押すか点検ひもを引っ張り、作動確認をしましょう。作動確認をしても反応がなければ、本体の故障か電池切れです。

●古くなったら交換

火災警報音以外の警報が鳴った場合、本体の故障か電池切れです。

